認可地縁団体ハンドブック



令和7年2月

雲仙市　地域振興部　地域づくり推進課

　目　次

***Ⅰ　制度の概要　・・・Ｐ１***

　　１ 地縁による団体とは？ ・・・Ｐ１

　　２ 地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的　・・・Ｐ１

　　３ 認可地縁団体の権利義務　・・・Ｐ２

***Ⅱ　地縁団体になるための手続き　・・・Ｐ３***

　　１ 申請できる団体は？　・・・Ｐ３

　　２ 認可の要件　・・・Ｐ３

　　３ 認可手続きの流れ　・・・Ｐ６

　　４ 認可申請時の提出書類　・・・Ｐ７

***Ⅲ　認可後の地縁団体　・・・Ｐ８***

　　１ 認可地縁団体の運営　・・・Ｐ８

　　２ 税関係の手続き　・・・Ｐ１１

　　３ 認可地縁団体への課税　・・・Ｐ１１

　　４ 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について　・・・Ｐ１３

５ 告示事項証明書の発行について　・・・Ｐ１４

　　６ 不動産登記について　・・・Ｐ１４

***Ⅳ　認可後に変更があった場合 ・・・Ｐ１５***

***Ⅴ　認可の取消と解散 ・・・Ｐ１７***

１ 認可の取消　・・・Ｐ１７

　　２ 認可地縁団体の解散　・・・Ｐ１７

***よくある質問　　　　　　　　　　　　・・・Ｐ１８***

***（参考）個人情報の取り扱いについて　・・・Ｐ２１***

Ⅰ　制度の概要

１　地縁による団体とは？

法人格付与の対象となる「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された町内会や自治会等のことを指します。

２　地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

地縁による団体である町内会や自治会等は「任意団体」「権利能力なき社団」と位置づけられ、不動産等の資産を団体名義で登記することができません。

このため、かつては「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行った結果、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

・名義人の債権者が不動産を差押えてしまった。

・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じた。

・複数名の名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまった。

こうした問題に対処するため、平成３年に地方自治法の一部が改正され、地縁による団体が一定の手続きを行い、市長の認可･※１告示を受けることで、※２法人格を取得することが可能となり、団体名義での資産登記ができるようになりました。

市長の認可により法人格を得た地縁団体を**「認可地縁団体」**といいます。

法人格を得ることにより、自治会名で不動産登記ができるので、自治会長（代表者）が交代したときも登記を変更する必要はありません。

　～イメージ～

　　【認可前】地縁による団体　・・・　法人格なし：団体名義による登記は不可

　　　　　　　（自治会等）

　　　　　　　　　　　　　　　市の認可・告示後、法人格を取得

　　　　　　　認可地縁団体　　・・・　法人格あり：団体名義による登記が可能

　　　なお、認可地縁団体は、地方自治法により認められた団体ですので、地方自治法に則した規約を定めるとともに、いくつかの義務が課せられ、より民主的な運営が求められます。

※１告示･･･公の機関が決定した事項その他一定の事項を公式に一般に知らせること。

※２法人（法人格）･･･法人とは、法律によって権利能力を認められた団体です。

法人格とは、団体の名前で契約を結んだり、登記を行ったりという法律上の行為を行うこと

ができる資格があるということ。

３　認可地縁団体の権利義務

　　地縁団体として市長の認可を受けると、主に次のような権利・義務が発生します。

|  |  |
| --- | --- |
| 権利 | /　団体名義での資産登記　不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。　これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記を行った場合に、将来的に発生する恐れのあるトラブルを防止することができます。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。 |
| /　団体名義での法律行為　　法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。 |
| 義務 | /　地方自治法の規定による運営　　認可地縁団体の運営について、その一部が地方自治法で定められています。※新たに作成した規約に基づく運営を！★Ｐ８～Ｐ１０参照★ |
| /　税関係の手続きと納税義務　　認可後に、県税事務所、市役所税務課に法人の設立届が必要となり、法人としての納税の義務を負います。ただし、収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。　★Ｐ１１～Ｐ１２参照★ |
| /　変更の手続き　　団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。　　　　　　　　　　　★Ｐ１５～Ｐ１６参照★ |

法人化によるメリットは、この制度の趣旨である自治会名義で不動産登記ができることです。自治会長（代表者）が交代したときも登記を変更する必要はありません。

　　デメリットとしては、いくつかの義務が課せられるとともに、地方自治法に則した規約に基づき運営を行う必要があり、会の運営が若干煩雑になることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

Ⅱ　地縁団体になるための手続き

１　申請できる団体は？

制度の対象となる団体は、区域の全住民が加入することのできる町内会や自治会

等に限られます。（原則、「地縁による団体」と考えられます。）

　したがって、次のような団体は対象とはなりません。

　　対象外①･･･住所のほかに性別や年齢などの条件が必要な団体

　　　　　　　【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

　　対象外②･･･目的が限定的な活動を行う団体

　　　　　　　【例】スポーツ少年団、伝統芸能保存会など

２　認可の要件

　　自治会等が法人化するためには、市長の認可が必要です。

　　認可を受けるためには、（１）目的、（２）区域、（３）構成員、（４）規約の４つの項目が認可の要件となります。なお、認可後これらの要件を満たさなくなった団体は、認可の取り消しとなります。

　※令和３年１１月から、保有資産の有無に関わりなく、地域的な共同活動を円滑に行うことが目的の団体で、上記要件を満たす場合は、認可の対象となるよう地方自治法の見直しが行われました。

（１）目的

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する※２地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

　　（解説）※２「地域的な共同活動」とは

清掃、美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動のことであり、特段これまでと異なった活動をするものではありません。スポーツ活動や芸術活動のみなど活動内容が特定分野である場合は、「地域的な共同活動」とは認められません。

　　　　例：回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡、美化・清掃等区域内の環境整備、集会施設の維持管理、防災及び防犯活動、防犯灯等の設置及び維持管理、住民相互の扶助及び親睦並びに福祉の増進　など

（２）区域

地縁による団体の区域が、住民にとって※３客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

　　　（解説）※３「客観的に明らか」とは

町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川や道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

（３）構成員

地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

（解説）構成員になることができる資格は

年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。

なお、「相当数」の判断は、一般的にはその区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、おおむね「相当数」とみなされるのではないかと考えられます。

　　　　構成員名簿の人口

＞　５０％

　　　　　　区域に住んでいる全人口

　　　　　　（子ども、外国人、未加入世帯を含む）

（４）規約

この規約には、①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項を定めることが必要です。

（解説）規約例については様式集Ｐ３～９参照。

この８つの事項（詳細は次ページ）が入っていればそれ以外の事項を定めることは差し支えありません。

　　なお、法人化後、規約を変更する場合には、市への事前協議及び規約変更の申請が

必要になります。（Ｐ１６参照）

　　　　　そのため、自治会費など見直しが予測されるようなものについては、別途「細則※」の

　　　　中で定めることをお勧めします。

　　　　　細則とは、規約中の特定の内容を詳しく規定したり、運用方法などを定めたものです。

　　　　　例：○○自治会規約細則、○○自治会会費細則　など

　※規約に定めるべき８つの事項

　　①目的

　　　地縁による団体の目的は、広く地域的な共同活動を行うものである必要があ

るため、特定の活動のみを目的とすることはできません。団体の権利能力をで

きるだけ明確にして、具体的に定めてください。

　　②名称

　　　団体の正式名称を記載してください。地方自治法上、名称についての制限

はありませんが、既存の法人と間違われる恐れのある名称は使用しないでく

ださい。

　　③区域

　　　住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町・

字・地番・住居表示によって表示すること。ただし、河川や道路等による区域

の表示（例：○○市△△ 町大字□のうち××川の北の区域）も、他の住民にと

って客観的に認識できるものであれば認可されます。

　　④主たる事務所の所在地

　　　一を限り（一箇所だけ）設けられた主たる事務所をいうもので、この所在地が

団体の住所となります。事務所は、代表者の自宅に置く、または集会施設に置く

ことが可能です。規約の定め方として、住居表示又は地番及び家屋番号により定

めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」も可能です。（ただ

し、団体の所在になるため、「代表者の住所」となると代表者が変更となるたび

に、告示事項変更届（様式集P１８）が必要となります。）

　　⑤構成員の資格に関する事項

　　　区域に住所を有する個人が、すべて構成員となることができるようにしなけれ

ばなりません。区域に住所を有することのほか、年齢、性別等の条件を会員の資

格として定めることは認められません。少なくとも他に、加入及び脱退に係る手

続き事項も定めてください。

　　⑥代表者に関する事項

　　　代表者の選出方法、任期及び職務のほかに、代表者に委任する事務がある場合

には、その事項を定めてください。

　　⑦会議に関する事項

　　　通常総会、臨時総会、役員会の開催方法、議決方法及び議決事項を定めてくだ

さい。

　　⑧資産に関する事項

法人格を取得する目的が不動産等の資産を団体名義で保有することであるため、規約に全ての資産（流動資産・固定資産を問わない。負債は含まない。）の構成等を定める必要があります。保有する具体的な資産をすべて掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡単です。

３　認可手続きの流れ

　【自治会】

土地建物等を自治会名義にしたい

地縁による団体の法人化申請について

話し合い

　規約等の作成

総会の開催　必要事項を議決

　※既存の規約がある場合は、それに

従い総会を開催。

①認可申請をすることについて

　②規約の整備（改正）について

　③代表者の選出について

　④構成員について

認可申請に要する書類作成

認可申請

法人格の取得

印鑑の登録

認可証明書及び印鑑登録交付申請

不動産登記申請

税関係の手続き

【地域づくり推進課】

必要事項の確認・指導

・規約に不備がないかなど。

【地域づくり推進課】

申請書類等の審査

　市長による認可・告示

　認可地縁団体台帳作成

【地域づくり推進課】

認可の通知

【地域づくり推進課】

認可証明書

印鑑登録証明書の交付

法務局へ

　税務署、市役所税務課へ

４　認可申請時の提出書類

認可申請書（様式集Ｐ2）にあわせて、添付書類として下記書類が必要となります。事前に地域づくり推進課までご相談ください。

（１）規約（様式集Ｐ３～９）

（２）総会議事録（様式集Ｐ１０）

　　・以下の事項が記載された総会議事録の写し。（議長１名、議事録署名人２名の署名捺印がされていること。）

①新規約の承認　　②認可申請することの議決

③代表者の選出について（申請者が代表者に選出されていること）

④構成員について

　　　※併せて総会資料も提出してください。

（３）構成員名簿（様式集Ｐ１１）

　　・会員であるすべての構成員の「氏名」「住所」が記載されていること。

　　　構成員とは区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別等を問わないとされているため、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要があります。なお、会員でない者については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので名簿への記載は不要です。

（４）前年度事業報告書

　　・実際に地域的な共同活動（Ｐ３※２参照）を行っていることが分かる書類。（総会で承認された事業報告書、決算書等の写し。）

（５）承諾書　※代表者の就任承諾書（様式集Ｐ１３）

　・代表者（＝申請者）の署名がされていること。　※写しで可

（６）代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無（様式集Ｐ１４）

（７）代理人の有無（様式集Ｐ１５）

（８）区域図（区域を表示した地図） ※区域を太線(赤線等)で囲ってください。

Ⅲ　認可後の地縁団体

１　認可地縁団体の運営

認可地縁団体は、地方自治法（以下、「法」という。）により認められた団体ですので、法に則した規約を定めるとともに、いくつかの義務が課せられ、より民主的な運営が求められます。規約に基づいた運営を行うとともに、特に以下の事項について注意してください。

（１）団体の独立性 【法第260条の2第６項】

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはあり

　ません。認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

（２）構成員について 【法第260条の2第7項～8項】

①正当な理由なく、（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害

される等を除き）住民の加入を拒むことはできません。また、構成員に

対する不当な差別扱いも禁止されています。

②構成員とは区域に住所を有する個人であれば、年齢、性別等を問わないと

されているため、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要が

あります。

（３）政治的中立 【法第260条の2第9項】

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

（４）常備すべき書類

　　　①財産目録の作成と備え置き義務　【法第２６０条の４第１項】

　　　　・認可地縁団体は、認可申請時と事業年度終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

②構成員名簿の作成と備え置き　【法第２６０条の４第２項】

　　　　・構成員名簿を備え置き、構成員の変更（入会及び退会）があるごとに更新しなければなりません。

（５）総会の開催と決議　【法第２６０条の１３～１９】

　　　①年１回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には、臨時総会を開催しなければなりません。

②総会の開催の遅くとも５日前までに、会議の目的を示して周知しなければなりません。

③団体の事務は、規約で代表者やその他役員に委任したものを除き、すべて総会の決議が必要です。

④総会が成立するよう、※１定足数を満たしてください。また、構成員の※２表決権は平等とすること。**※認可地縁団体の会員は「個人単位」となることに注意！**

⑤団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有しません。

（解説）

※１定足数とは･･･議事を進め議決をするのに必要な構成員の最小限の出席者数。

　　※２表決権とは･･･議案につき賛否の意思表示をなす権利。

　　　法人化後の自治会運営で大きく変わってくるのは、総会を開催する際の定足数と表決権です。

これまでの自治会運営は、世帯単位で活動し、世帯単位で総会等を実施することが一般的ですが、認可地縁団体の会員は**個人単位**になり、**総会の定足数（総会員数の２分の１以上の出席）や表決権及び議決（○分の○以上）の単位は、会員（個人）となります。**

なお、定足数・表決権については、様式集Ｐ６規約第２１条第２項のような規定を設けることで、重要事項を除く特定（通常）事項については従来どおり世帯単位で行うことができると考えられます。また、定足数や、議決に要する会員数の確保のためにも、総会案内状の案内と併せ委任状を配布し、欠席する人から委任状を事前に提出してもらうことも必要です。（様式集Ｐ６規約第２２条参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 重 要 事 項 | 特定（通常）事項※従来どおり世帯単位で対応可能 |
| 例 | ・財産・代表者の変更・規約の変更・会の解散 | ・事業計画、予算・事業報告、決算 |
| 会　員 | 全ての個人 | 全ての個人 |
| 表決権 | １人1票 | １世帯１票 |
| 定足数 | 総会員の２分の１以上 | 世帯数の２分の１以上 |
| 議　決 | 出席会員の過半数以上（※規約の変更、会の解散は、総会員の４分の３以上） | 出席世帯の過半数以上 |
| 委　任 | 委任状が必要　※世帯の代表が総会に出席することにより、その世帯の会員数がわかることを前提に、世帯内に限り口頭委任も可。 | 出席者が世帯を代表（同じ世帯の構成員から委任されたものとみなす。世帯内に限り口頭委任可） |

（６）代表者について　【法第２６０条の５～１０】

①代表者を１人定めることが必要です。

②代表者は団体のすべての事務について認可地縁団体を代表します。

ただし、規約に反することはできず、また、総会の決議に従わなければな

りません。

③団体と代表者の利害が相反する場合は、代表権を有しません。

（７）代表者の行為についての損害賠償責任　【法第260条の2第15項】

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、

賠償する責任を負います。

（８）総会の議事録の作成（様式集Ｐ１０）

総会終了後には次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

　 ①日時及び場所　　　 ②現在の会員数及び出席者数

 ③開催目的、審議事項及び議決事項　　 ④議事の経過の概要及びその結果

　 ⑤議事録署名人の選任に関する事項

　 なお、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名押印をしなければなりません。

　（解説）総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するためにも、議事録を作成する必要があることを規約に定めておく必要があります。

また、議事録については、変更届等を市に申請する際にその写しの提出が必要となります。

２　税関係の手続き

・法人の設立届について

　　　認可を受けた地縁団体は法人格を有するため、下記の書類を提出しなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 提出書類 |
| 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 島原税務署 | － | ・法人設立届出書・収益事業開始届出書（収益事業開始の届出） |
| 県央振興局税務部 | ・法人の設立等に関する申告書　（設立の届出） | ・法人の設立等に関する申告書　（収益事業開始の届出） |
| 市役所税務課 | ・法人の設立（設置）及び異動等の届出書 | ・法人の設立（設置）及び異動等の届出書 |

　　※設立届出の際に県税事務所、市役所税務課に提出する書類として、法人市民税確定申告書のほか、認可書の写し、規約の写しが必要です。また、書類に押印する場合の印鑑は、団体の印鑑になります。必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

３　認可地縁団体への課税

　　認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」（固定資産税については、その不動産の用途）によって減免措置が適用となる場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　目 | 認可後 | 問い合わせ先 |
| 収益事業を行わない場合 | 収益事業を行う場合 |
| 国税 | 法人税 | 非課税 | 課税 | 島原税務署 |
| 登録免許税（登記の際） | 課税 | 課税 | 長崎地方法務局諫早支局 |
| 県税 | 法人県民税 | 法人税割：非課税均等割：課税※減免措置あり | 法人税割：課税均等割：課税 | 県央振興局税務部 |
| 法人事業税 | 非課税 | 課税 |
| 不動産取得税 | 課税　　※減免措置あり | 課税 |
| 市税 | 法人市民税 | 法人税割：非課税均等割：課税※減免措置あり | 法人税割：課税均等割：課税 | 雲仙市役所税務課 |
| 固定資産税 | 課税　※減免措置あり | 課税　※減免措置あり | 雲仙市役所税務課 |

４　法人市民税の減免について

収益事業を行わない認可地縁団体については、毎年雲仙市に「法人市民税減免申請書」（認可地縁団体の代表者に郵送されます）を納期限の前日までに提出することで、法人市民税の減免を受けることができます。

５　法人の異動等の届について

法人の設立届の提出以降に法人の届出事項に異動があった場合には、名称、事務所の所在地、代表者の氏名及び住所等の異動事項を記入した「法人の設立（設置）及び異動等の届出書」を提出してください。また、「告示事項変更届出書」もあわせて提出ください。（Ｐ１５参照）

※地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税法施行令第５条」で下記のとおり定められています。個々の事例が収益事業に該当するかについては、島原税務署までお問合わせください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 物品販売業 | 13 | 写真業 | 25 | 美容業 |
| 2 | 不動産販売業 | 14 | 席貸業 | 26 | 興行業 |
| 3 | 金銭貸付業 | 15 | 旅館業 | 27 | 遊技所業 |
| 4 | 物品貸付業 | 16 | 料理店業 | 28 | 遊覧所業 |
| 5 | 不動産貸付業 | 17 | 周旋業 | 29 | 医療保健業 |
| 6 | 製造業 | 18 | 代理業 | 30 | 教授 |
| 7 | 通信業 | 19 | 仲立業 | 31 | 駐車場業 |
| 8 | 運送業 | 20 | 問屋業 | 32 | 信用保証業 |
| 9 | 倉庫業 | 21 | 鉱業 | 33 | 所有権や著作権の譲渡又は提供 |
| 10 | 請負業 | 22 | 土砂採取業 | 34 | 労働者派遣業 |
| 11 | 印刷業 | 23 | 浴場業 |  |
| 12 | 出版業 | 24 | 理容業 |

４　印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

（１）認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。手続きは以下のとおりですが、事前に地域づくり推進課へご連絡ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目  | 手数料  | その他必要なもの  |
| ■団体の印鑑登録※認可地縁団体印鑑登録申請書（様式集Ｐ２３）を提出。 | 無 料  | ・代表者等の個人印鑑（雲仙市印鑑条例の規定により登録されているもの）・代表者等の印鑑登録証明書・団体の印鑑 ・代表者等の運転免許証など官公署発行の顔写真付身分証明書 　※原則本人が来庁し、本人であることを確認できるものを持参。※身分証明書がない方や代理人申請の場合は登録するまで数日かかります。 |
| ■印鑑登録の廃止※認可地縁団体印鑑登録廃止届出書（様式集Ｐ２４）を提出。 | 無 料 |
| ■印鑑登録証明書の発行※認可地縁団体印鑑　登録証明書交付申請書（様式集Ｐ２５）を提出。 | 300円 | ・代表者等の個人印鑑（雲仙市印鑑条例の規定により登録されているもの）・代表者等の印鑑登録証明書・団体の印鑑 ・代表者等の運転免許証など官公署発行の顔写真付身分証明書 　※窓口に来られた方の本人確認を行っていますので、本人であることを確認できるものを持参ください。 |

※代表者の変更などがあった場合は自動的に登録抹消となりますので､印鑑登録証

 明書が必要となる場合は、事前に印鑑の再登録が必要となります。

　（２）登録できない印鑑

　　　以下の印鑑は登録できません。

8mm

　～

30ｍｍ

　　①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

②印影の大きさが１辺の長さ８ｍｍの正方形に収まるもの

又は１辺の長さ３０ｍｍの正方形に収まらないもの

8mm～30ｍｍ

③印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの

④雲仙市印鑑条例（平成１７年雲仙市条例第１２号）の規定により登録され

　ている個人印鑑

⑤その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと市長

　が認めたもの

５　告示事項証明書の発行について

　　不動産登記等の際には、告示事項証明書（市が作成する地縁団体台帳の写しによる証明書）が必要です。

　　告示事項証明書は代表者に限らずどなたでも請求することができます。

　　発行までに少々お時間がかかります。事前に地域づくり推進課までお電話

ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　項目 | 手数料 | 必要なもの |
| ■告示事項証明書の発行※証明書交付請求書（様式集Ｐ３１）を提出。 | 300円 |  |

６　不動産登記について

　　法人格の取得により、不動産登記も自治会名で行うことが可能となります。

　　不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、手続き等、法務局へお尋ねください。

　　　　長崎地方法務局諫早支局（0957-22-0475）

Ⅳ　認可後に変更があった場合

　代表者や事務所の所在地をはじめとする※１告示事項の変更が生じた場合や、規約を改正する場合は、それぞれ市に届出を行う必要があります。

　　　※１告示事項 　･･･　以下の9項目が告示事項となります。

①名称 　　②規約で定める目的 　　③区域 　④事務所の所在地

⑤代表者の氏名及び住所

⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無

（有の場合はその氏名･住所）

⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）

⑧規約に解散の事由を定めている場合はその事由　　 ⑨認可年月日

（１）告示事項の変更　【法第２６０条の２第１１項】

　　　認可地縁団体が法人格を得たことを、市町村長は認可後遅滞なく告示することとなっており、この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。

　　　告示事項について変更があったときは、代表者が告示事項変更届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなくてはなりません。総会議決後に、関係書類を地域づくり推進課（または各総合支所）へ届出てください。また、「法人の設立（設置）及び異動等の届出書」もあわせて提出ください。（Ｐ１２参照）

　　１　総会の開催

　　　　・規約に従い総会を開催

　　　　　【協議事項】　　　　　　　　　　　　　【作成資料】

　　　　　①変更する事項についての議決　　　　　・総会議事録

　　　　　　（出席会員の過半数以上）　　　　　　・代表者の就任承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者変更の場合）

　　２　申　請

　　　　　【提出書類】

　　　　　①告示事項変更届出書（様式集Ｐ１８）

　　　　　②総会議事録（写）（様式集Ｐ１０）

　　　　　③（代表者の変更の場合は）代表者の就任承諾書（写）（様式集Ｐ１３）

　　　　　④総会資料

【解説】代表者の変更は、総会の決議事項となりますので、規約に定める定足数（総会員数の２分の１以上の出席）を満たした総会で、会員（個人単位）の決議（出席した会員の過半数以上）の上、決定してください。

　　３　審　査

　　　　・提出書類の内容等を市で審査

　　４　告　示

　　　　・市の告示により変更の効力が発生

（２）規約の変更【法第２６０条の３】

規約の変更は、総会の議決後に市長が認可してはじめて有効な規約となりま

す。規約の内容に不備がある場合は、認可できないこともありますので、規約

を総会で変更する予定がある時は、総会前に地域づくり推進課にご連絡くださ

い。

　また、規約の変更は総会における「規約変更の決議」が必要となり、原則として、総会員の４分の３以上の同意がないと変更できません。

総会議決後に、関係書類を地域づくり推進課（または各総合支所）へ提出してください。

なお、規約の変更に伴い、上記の告示事項の変更が生じる場合は、告示事項変更届出書の提出が必要となりますのでご注意ください。（Ｐ１５参照）

　　１　総会の開催

　　　　・規約に従い総会を開催

　　　　【協議事項】　　　　　　　　　【作成資料】

　　　　①規約変更についての議決　 ・総会議事録

　　　　（総会員の４分の３以上）　　 ・規約変更の内容、理由を記載した書類

　　　　　　 ・変更後の規約

　　２　申　請

　　　　【提出書類】

　　　　①規約変更認可申請書（様式集Ｐ２１）

　　　　②規約変更の内容、理由を記載した書類（様式集Ｐ２２）

　　　　③総会議事録（写）（様式集Ｐ１０）

　　　　④総会資料

　　　　⑤変更後の規約（様式集Ｐ３～９）

　　３　審　査

　　　　・提出書類の内容等を市で審査し、認可または不認可の決定

　　４　認　可

　　　　・市の認可により、規約変更の効力が発生

　　　　⇒市は、認可地縁団体台帳を変更し、代表者に規約変更認可通知書を発送。

　　【解説】総会員の４分の３以上の議決が必要ですので、規約第２２条第２項による、書面

表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を含め、総会員の４分の３

以上となる必要があります。

Ⅴ　認可の取消と解散

１　認可の取消 【法第２６０条の２第１４項】

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可の取消となります。

（１）認可要件を満たさなくなった場合

・法第２６０条第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くことと

なったとき

（２）不正な手段により認可を受けたとき

２　認可地縁団体の解散 　【法第２６０条の２０】

認可地縁団体が次の事項に該当する場合、認可地縁団体は解散となります。

（１）規約で定めた解散事由の発生

（２）破産手続開始の決定

（３）認可の取消し

（４）総会の決議

※総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議

されたとき

（５）構成員がかけたこと。

※構成員が「相当数」に充たなくなった場合

よくある質問

Ｑ１　　不動産を取得する場合には法人格の取得は義務ですか？

Ａ１　　義務ではありません。自治会内で必要性を十分に協議したうえで決定して

ください。

Ｑ２　　法人格を取得すると市の指揮管理下におかれるのでしょうか？

Ａ２　　市は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしている

　　　　かを確認するもので、市の指揮管理下におくものではありません。

Ｑ３　　認可要件にある「相当数が構成員」とは？

Ａ３　　その地域に住所を有するすべての人（自治会未加入世帯、子ども、外国人

等を含む）のうち、５割以上が構成員となっていることが要件です。

⇒Ｐ４

Ｑ４　　子どもも必ず加入しなくてはいけないのでしょうか？

Ａ４　　加入はあくまでも本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その地域に住所を有するすべての人（自治会未加入世帯、子ども、外国人等を含む）のうち、５割以上が構成員となっていることが認可の要件となりますので、注意が必要です。　⇒Ｐ４

Ｑ５　　子どもの意思はどのように確認するのでしょうか？

Ａ５　　未成年者・幼児の表決権の行使については、民法の規定にしたがって法定

代理人（親権者）の同意を要することになります。　⇒Ｐ４

Ｑ６　　会員は個人とあるが会費はどうするのでしょうか？

Ａ６　　従来どおり、世帯単位で徴収するのが一般的であると考えられます。

Ｑ７　　自治会内で準備することは？　⇒Ｐ６

Ａ７　　主な準備事項は次の３点です。

◎ 認可要件に適合した新規約の作成（現行規約の改正）

◎ 構成員名簿の作成

◎ 規約変更、認可申請について総会での議決

Ｑ８　　なぜ構成員に法人を含むことはできないのでしょうか？

Ａ８　　地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。構成員とはなることができませんが、団体に対し様々な支援を行う関係から「表決権をもたない賛助会員」として位置付け、地域の活動に参加することは可能であると考えられます。

Ｑ９　　申請時に提出する会員名簿とは？

Ａ９　　構成員の氏名・住所のみを記載したもので結構です。年齢、性別、電話番号等は必要ありません。また自署である必要はありません。

提出名簿に記載された構成員数をもとに認可要件である「区域内の過半数以上が構成員」であるかを審査します。　⇒様式集Ｐ１１

Ｑ１０　法人格を取得するまでの期間は、どのくらい必要でしょうか？

Ａ１０　規約変更には総会の開催が必要になるため、市へ申請するまでの準備期間として半年から１年が標準的な期間のようです。書類に不備がなければ、

市では申請を受けてから約１か月程度で認可します。　　　　⇒P６

Ｑ１１　通常の運営も変わるのでしょうか？

Ａ１１　団体の構成員は、個人としてとらえられることになるので、個人が各々一個の表決権を持つことになります。しかし、従来の自治会においては、世帯単位で表決を行ってきたこともあり、予算・決算、事業計画等、通常の事項については、規定を設けたうえで、世帯単位で表決を行うことは可能です。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒Ｐ８～Ｐ１０

Ｑ１２　規約変更時の手続きは？

Ａ１２　規約変更をする場合は、事前に市役所地域づくり推進課で変更内容について協議したうえで、総会での議決を受けて変更することになります。会費等、変更の可能性がある項目については、別途細則に定めることもできます（細則の規定、変更については市への協議は必要ありません）。⇒Ｐ１６

Ｑ１３　会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのでしょうか？

Ａ１３　市へ名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、自治会内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

Ｑ１４　構成員が転居等する際、不動産の持分は？

Ａ１４　地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でな

く、持分の返還を主張することはできないものと解されます。

Ｑ１５　法人格を取得すると法人税の扱いは？

Ａ１５　収益事業を行わなければ法人税は課税されません。　⇒Ｐ1１

Ｑ１６　規約の変更や解散等重要な事項についての議決定数において、総会員の４分の３以上ではなく、出席会員の４分の３以上と変えることは出来るか？（議決権の引き下げ）

A１６　個人単位の議決権行使として代理表決、書面表決の制度によることもできるため、議決定数を引き下げることはできません。

（参考）個人情報の取り扱いについて

**１．個人情報保護に関する基礎知識**

（１）個人情報保護法とは？

　　　個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。個人情報を適正に取得することやその個人情報を何に使うか利用の目的を明確にすることなどが定められています。

（２）個人情報とは？

　個人情報とは、住所、氏名、生年月日、家族構成など、「特定の個人」を識別することができる情報をいいます。他の情報と容易に照合することができ、それにより「特定の個人」を識別することができるようなものも含まれます。

（３）自治会との関係は？

個人情報保護法は、今まで５千人以下の個人情報を取り扱う団体（自治会を含む。）等については適用外とされており、雲仙市内の自治会には該当する自治会はありませんでしたが、平成２９年５月３０日に改正個人情報保護法が全面施行され、５千人以下の自治会や老人会、ＰＴＡ等の団体についても法が適用されることになりました。したがって、自治会において会員名簿を作成したり更新する場合は、会員の個人情報を適正な方法で取得するとともに、名簿の利用目的をできる限り特定し、自治会員にその旨を知らせ、個人（又は世帯）から同意を得る必要があります。

1. **会員名簿の作り方**

（１）名簿の内容を検討する

自治会会員名簿を作成するにあたり、利用目的と収集する個人情報の内容を明確にする必要があります。

例えば、利用目的は「自治会の管理運営のため」、「親睦を目的とした連絡のため」、「緊急時の安否確認のため」、収集する個人情報は「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」などです。

まずは、利用目的および収集する個人情報の内容を検討しましょう。

（２）個人情報を取得する

　　　個人情報は、本人から収集するのが原則です。そのためには、会員に名簿の利用目的をお知らせし、同意を得たうえで情報を提供してもらいましょう。

　　　個人情報の取得（同意を得る）方法として、世帯（家族）カード（Ｐ２０） などの提出をお願いすることが考えられます。

◆本人の同意が得られない場合は・・・

　　　趣旨を十分説明しても全く同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応が必要ですが、一部の項目のみ（例えば氏名のみなど）同意が得られた場合は、その項目だけは名簿に載せることができます。

※法令に基づく場合や人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合などは、個人情報を収集し取り扱うことが可能ですが、会員名簿には記載しないなど、取り扱いには十分注意しましょう。

（３）名簿を利用・管理する

①名簿の利用

名簿の情報は、個人情報を収集した際にお知らせした利用目的の範囲内で

利用しましょう。

もし、利用目的以外にも個人情報を利用したい場合は、特別な場合を除き、改めて本人から同意を得る必要があります。

例えば、自治会が取得した個人情報を学校などの第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。なお、次の場合は本人の同意がなくても自治会で管理している名簿を第三者に情報提供することが可能です。

◆本人の同意がなくても、第三者に情報提供できる場合

　　　①法令に基づく場合

　　　　刑事訴訟法による捜査など

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

　 大規模災害時や事故等の緊急時における負傷者情報の提供など

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合

児童相談所等への児童虐待のおそれのある家庭情報の提供など

④国や地方公共団体等に協力する場合

国の機関等が法令で定める事務を行うことへの協力など

②名簿の管理

名簿の管理については、「管理責任者（自治会長又は書記会計など）」、

「保管場所（自治会長宅又は書記会計宅など）」、「脱退の場合の破棄方法

や時期」などをあらかじめ決めておき、会員に周知しておきましょう。

1. **Ｑ＆Ａ～こういう場合はどうすればいい？～**

Ｑ１　同意を求める場合、どこまでの情報を求めていいですか？

　Ａ１　できるだけ必要最低限の情報にとどめた方が、同意を得られやすいと思われますので、住所、氏名、生年月日、電話番号を基本として下さい。利用目的を明確にして同意があればその他の情報（例えば、高齢者の場合は緊急時の対応としてかかりつけの病院名、家族等の連絡先など）も可能です。ただし、宗教や政治、本籍地に関する情報を求めることは法律で禁止されています。

Ｑ２　総会資料などに会員名簿を添付してもいいですか？

　Ａ２　総会資料に添付することをお知らせして、同意を得た個人情報であれば、

　　　問題はないと思われます。（※生年月日の記載は嫌がる方も多いため避けた方が無難です。）ただし、営業目的に使用されないよう、名簿上に「会員以外の人の手に渡ることのないよう、取り扱いに十分に注意し、他の利用は禁じます。」など、注意事項を明記し、会員への周知を徹底しましょう。

Ｑ３　現在作成している名簿の取り扱いは？

　Ａ３　現在会員名簿を作成されている場合は、自治会の総会等で利用目的や名簿

　　　の管理について周知し、同意を得る方法も考えられますが、「総会に参加し

ていない」、「聞いてない、よく分からなかった」、「その目的には同意し

ていない」など、後で問題となる場合を考慮し、改めて書面で同意をもらい、

それを残した方がよいでしょう。自治会総会などで名簿の利用目的や管理等

について説明したうえで、書面での同意として世帯（家族）カードなどの提

出をお願いする方法が考えられます。

Ｑ４　氏名や生年月日確認のため住民基本台帳の閲覧をしたい。

　Ａ４　世帯（家族）カードなどにより同意を得た個人情報について、漢字氏名があっているか、生年月日が未記入のため確認したいなど、住民基本台帳を閲覧したい場合があるかと思われますが、閲覧は敬老会の対象者把握のためなどに限られていますので、それ以外の目的で閲覧することはできません。

また、市役所から名簿等により情報を提供することもできませんので、不足する情報については必ず本人又は家族から提供してもらって下さい。

Ｑ５　敬老会の準備のため市から名簿を提供してほしい。

　Ａ５　個人情報は本人から収集するのが原則であるため、法令に基づく場合など特別な場合を除き、市から名簿を提供することはできませんが、自治会が行う敬老会の対象者把握のためであれば、住民基本台帳の閲覧は可能であるとされていますので、自治会長が「住民基本台帳の閲覧申請」を行い、収集してください。ただし、閲覧により収集した個人情報は敬老会のみに限定し、会員名簿には記載しないなど、取り扱いには十分注意しましょう。

※自治会未加入者への加入促進等の目的では、住民基本台帳の閲覧はできません。

　　世帯（家族）カード（例）

このカードは、自治会活動の推進、敬老祝等の対象者把握、緊急時の連絡先把握

のために活用します。この情報は目的以外には使用せず、個人情報保護に十分留意し、自治会で厳正に管理・保管します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【管理責任者　○○自治会長】

【世帯主】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 生年月日 | 性　別 | 住　　所 |
|  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |

【同居の家族】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 続柄 | 生年月日 | 性　別 | 備　　考 |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |
|  |  | 明・大・昭・平・令　　年　　月　　日 | 男 ・ 女 |  |

【緊急時の連絡先】緊急時の連絡先をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名： | 住所： | 電話： | 続柄： |
| 氏名： | 住所： | 電話： | 続柄： |

【その他連絡事項】

|  |
| --- |
|  |

　　私は、自治会での名簿作成の趣旨、利用目的について同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　○○　　○○　㊞

1. **資料編**

名簿の作成・管理を行う際は、「個人情報取扱方法」を作成するなどの工夫が必要です。以下に文書例を示しますので参考にして下さい。

○○自治会 個人情報取扱方法　　　　　　　　　（令和○○年○月○日総会議決）

（目的）

第１条 この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第３条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年１回は会員に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第４条 本会は、会長が「世帯（家族）カード」や「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

２ 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、続柄、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

（利用）

第５条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）会費請求、管理、その他文書の送付など

（２）会員名簿の作成及び自治会活動の推進

（３）敬老会等の対象者把握

（４）緊急時の連絡

（管理）

第６条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、厳正に管理する。

２ 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供）

第７条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合

（４）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂

行することに対して協力する必要がある場合